

令和5年度子ども発達センター事業計画

(令和5年4月1日現在)

1 目標

- (1) 発達に遅れやかたよりのある子どもとその心配のある子ども並びにその家族に対し、療育及び子育て支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を促します。
- (2) 第2期調布市障害児福祉計画（令和3年度～5年度）に基づき、引き続き地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図ります。
- (3) 障害児等に対して一貫した支援を推進するため、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。
- (4) 空調設備等の更新工事を実施し、より良い療育環境の整備を進めます。

2 事業方針

- (1) 通園事業の円滑な運営（児童発達支援）

委託事業者である調布市社会福祉事業団との連携により安定的な運営に努め、引き続き専門性の確保と療育内容の充実を図ります。利用児への給食提供にあたっては、令和4年度から配置している栄養士が中心となり、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、子どもの食生活についての指導・助言を行う等、より安全で充実したサービス提供に努めます。

また、医療的ケアが必要な子どもの受入れについては、安全に配慮し、対応していきます。

- (2) 発達支援事業の充実

個別指導やグループ指導により、子どもの発達状況について保護者の理解を促すとともに、一人ひとりの発達に応じた療育を実施します。

また、外出することが困難な、重度の障害があるお子さん等に対し、居宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。

- (3) 相談事業の充実

ア 初回相談（インテーク）について、インテークを担当する専門職を増員し、相談の受入れ枠を増やすことで、相談の申込みからインテークまでの待機期間の短縮を図ります。

イ 関係機関との連携を深め、保護者が就学以降も継続して相談できる機関であることの周知を図ります。

ウ 障害児等福祉教育連携会議における情報共有や子ども施設所管部署との連携を図ることにより、障害児等に対する一貫支援を推進します。

エ 子ども施設訪問事業、子ども施設職員向け研修会、療育見学会など、子ども施設職員を対象に支援を行います。

オ 子ども発達センターの言語聴覚士、心理士、保育士等の専門職が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、子どもの対応やクラスの運営方法等について職員に対して助言等を行う巡回支援事業について、専門職を増員し、訪問園数を増やすなど、地域支援の充実を図ります。

カ 就労している保護者も相談ができる機会をもてるよう、土曜日の初回相談（インテーク）を実施します。

キ 子どもの発達相談に関する総合案内窓口として、子どもの発達に係る相談や、子どもの発達支援や子育て支援サービス、障害福祉サービスなどの制度・事業等の情報収集・情報提供、関係機関との連携・調整等を行う「発達相談コーディネーター」の配置を継続し、相談体制を強化します。

(4) 緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業の円滑な運営

事業の周知に努めるとともに、安全・安心に配慮した運営に努めます。

(5) 障害児相談支援事業

障害児のサービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を着実に実施します。

(6) 保育所等訪問支援事業

子どもの保育所等における集団生活への適応支援を図るため、保育所や幼稚園等、子ども施設を訪問し専門的な支援を実施します。

3 体制及び職員数（令和5年4月1日現在）

(1) 職員 19人

センター長 1， 副主幹 1， 係長 2（事務 1， 言語聴覚士 1）， 事務 2
（うち臨時的任用職員 1）， 保健師 1， 作業療法士 1， 児童指導員 1，
福祉職 3， 保育士 7（うち再任用 1）

(2) 非常勤職員 44人

嘱託医 3， 言語聴覚士 9， 心理士 6， 作業療法士 6， 理学療法士 2，
発達支援員 6， 障害児福祉相談員 1， 発達相談コーディネーター 1，
事務員 2， 保育補助 7， 福祉雇用 1（障害福祉課予算）

※ 調布市社会福祉事業団 44人

（通園事業及び緊急一時養護事業等を運営委託）

職員 15人

（園長 1， 事務 1， 主任 2， 看護職 1， 福祉職 9， 栄養士 1）

臨時職員 29人

（福祉職 19， 看護職 6， 緊急一時担当 3， 事務補助員 1）

4 事業計画

(1) 通園事業（児童発達支援）＊児童福祉法に基づく事業

ア 内容

子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，
認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援します。

(ア) 定員

1日40人

(イ) 対象

3～5歳児の障害児（障害者手帳所持または障害の診断を受けた
子ども＝児童福祉法に規定する障害福祉サービス受給者証の交付
を受けている者）

(ウ) 通園日

月曜日～金曜日

（土曜日・日曜日に行事の場合は，振替休園とする）

(エ) 通園時間

午前9時30分から午後2時30分まで

イ 運営

事業運営を調布市社会福祉事業団に委託します。児童福祉法にお

ける児童発達支援の事業者として、運営主体である社会福祉事業団及び障害福祉課との密な情報共有に努め、安定的な運営に努めます。

通園事業支援として、専門職が子どもの指導にあたり、療育の専門性の向上を図ります。

平成30年度に医療的ケアを必要とする子どもの受入れを開始し、今年度も1人の対象児を受け入れています。

給食提供にあたっては、栄養士が中心となり、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、子どもの食生活についての指導・助言を行う等、より安全で充実したサービス提供に努めます。

また、令和4年度に実施した第三者評価の結果を踏まえ、今後の事業展開を検討していきます。

(2) 発達支援事業

子どもの年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別療育やグループ療育を行います。遊びを通じて子どもの健やかな成長を促し、関係機関との連携を行いながら、子育て家庭を支援します。

保護者との情報共有に努め、幼稚園・保育園在籍児については、在籍園との連携を強化します。

ア 個別療育（月～金曜日午前・午後） *調布市単独事業

内 容		頻 度
言語・ 心理療法 (親子参加) 0～5歳児対象	発達や言語・コミュニケーション等に支援を必要とする子どもを対象に、言語・心理療法を実施します。	1～2か月に1回 1時間
作業療法 (親子参加) 概ね3～5歳児 対象	遊びや日常生活における動作及び活動等に支援を必要とする子どもを対象に、作業療法を実施します。	月1～2回 1時間
運動療法 (親子参加) 6か月～5歳児 対象	運動発達に遅れのある子どもや、肢体不自由児を対象に、運動療法を実施します。	月1～3回 45分

イ グループ療育(定員各グループ概ね4～6人) *調布市単独事業

内 容		実 施 日	頻 度
親子グループ(親子参加)	運動療法 グループ 0～2歳児 対象	親子での遊びを通して、子どもの発達や特性について保護者の理解を深めるとともに、子どもの成長や発達を促します。	金午前 1グループ 月1～2回 1時間30分
	1～2歳児 グループ		月・火・木 午前 3グループ ×4期 1期9回 1時間30分
	3歳児 グループ	小グループ活動を通して、コミュニケーション能力や集団生活での適応力、友達との関わりの育ちを促します。	火・水午前 2グループ 月2回程度 1時間30分
	4歳児 グループ		火午後・ 金午前 3グループ 月2回程度 1時間30分
	5歳児 グループ		火～金午後 7グループ 月2回程度 1時間30分
	作業活動 グループ 3～5歳児 対象	運動遊びや机上課題を通して、身体や手先を使う経験を積んでいきます。小グループ活動を通してコミュニケーション能力や集団生活での適応力の育ちを促します。	火・水・木 午後 8グループ 月2回程度 1時間
幼児グループ (子のみ参加) 3～5歳児対象	小グループ活動を通してコミュニケーション能力や集団生活での適応力の育ちを促します。また、子どもに応じた日常生活習慣の確立を目指します。	月・火・木 10時～12時 50分 3グループ 週1回 2時間50分	

ウ 通園事業在籍園児支援 * 調布市単独事業

内 容		対 象
言語・心理療法 作業療法 運動療法	通園事業在籍園児に対し，各種専門療法を個別またはグループで実施します。	通園事業在籍園児

エ 居宅訪問型児童発達支援事業 * 児童福祉法に基づく事業

外出することが困難な，重度の障害があるお子さん等に対し，居宅を訪問して療育を行う居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量（令和5年度）

延べ利用日数168日 実利用者数7人

(3) 相談事業

子どもの発達に心配や不安を抱えている保護者からの相談や，子ども施設からの相談に対応するほか，関係機関と協力し，子育て家庭を支援します。また，保護者が就学以降も継続して相談できること，発達に遅れ等のある18歳未満の子どもや，その保護者も対象とした相談機関であることについて周知を図ります。

ア 子ども支援 * 調布市単独事業

(ア) 利用相談

就学前の発達に心配のある子どもの保護者の相談に応じるとともに，発達センターの事業利用の提案や，必要なアドバイスを行います。

(イ) 一般相談

学齢以上の子どもの保護者や関係機関からの相談に応じ，必要なアドバイスを行うとともに，地域の関係機関との連携を図ります。

(ウ) 健康推進課事業「マロングループ」への職員派遣

健康推進課が実施している「マロングループ」（1歳6か月～2歳6か月前後の幼児を対象とした親子参加型のグループ。遊びのなかで，保護者が子どもへの関わり方を学び，子どもが持っている力を十分に発揮できるよう支援する事業）に職員を派遣します。

(エ) 発達相談コーディネーターの配置

発達に障害やかたよりがある子どものライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎを行い、支援サービスのコーディネートを行います。

調布市内や近隣の地域資源などの情報収集、整理を行い、保護者に必要な情報を分かりやすく周知・案内ができるよう、情報提供ツールの作成等にも取り組みます。

イ 子ども施設支援 ＊調布市単独事業

幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ・放課後等デイサービス事業所などの子ども施設の職員を対象に、子どもへの関わり方や環境整備などについて、相談に応じます。

(ア) 子ども施設訪問事業（随時）

調布市に在住している子どもが在籍する、私立幼稚園、幼稚園類似施設、私立保育園及び認証保育所、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所において、配慮を必要とする園児、児童を担当する職員を対象に、保護者の承諾を得たうえで、専門職員を派遣し、配慮すべきこと等について助言を行います。

(イ) 子ども施設研修会（2回／年予定）

子ども施設の職員を対象に開催し、関係職員の理解啓発に努めます。

(ウ) 療育見学会（6回／年予定）

子ども施設の職員を対象に開催し、発達センターの療育場面の見学・参加と情報交換を行い、連携強化を図ります。

(エ) 公立保育園研修会

調布市の公立保育園の職員を対象に開催し、発達センターの療育場面に参加することにより、個別的な支援を必要とする児童への対応方法を学ぶ機会を提供し、互いの業務への理解を深め、連携強化を図ります。

ウ 巡回支援事業 ＊調布市単独事業

子ども発達センターの言語聴覚士、心理士、保育士等の専門職が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、子どもの対応やクラスの運営方法等について職員に対して助言等を行います。

エ 啓発活動・保護者支援 ＊調布市単独事業

市民への理解啓発を図るため、講演会などを開催するほか、保護者の交流や自主的活動を支援します。

(ア) 講演会(市民対象)(10月予定)

子どもの発達や子育てに関する講演会を開催し、広く市民に対して発達に関する理解啓発を進めます。

(イ) 保護者講習会(2回/年予定)

発達センター利用の保護者を対象に、各種専門職及び外部講師による勉強会を実施します。

(ウ) 関係機関への講師派遣(随時)

関係機関の研修会や出前講座などに講師を派遣し、発達障害の理解、および対応等に関する理解啓発を進めます。

(エ) 保護者支援(随時)

通園事業父母会、発達センター利用者友の会等、保護者の活動に協力します。また、グループ療育・年長児の個別療育や発達検査において、可能な範囲で預け先のないきょうだい児を保育し、保護者が安心して活動に参加できるよう支援します。

オ 障害児緊急一時養護事業等の実施 ＊調布市単独事業

家族の疾病等の理由により、養育が困難となった場合に一時的に障害児等を養育・保護する「緊急一時養護事業」と、家族の休息等必要に応じて一時的に障害児等を養育・保護する「リフレッシュ支援事業」を実施します。

カ 障害児相談支援事業の実施 ＊児童福祉法に基づく事業

児童福祉法に規定された障害児支援利用計画を作成するとともに、各事業所職員と連携しながら子どもの生活全体をとらえた総合的な相談支援の充実を図ります。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量(令和5年度)

実利用者数600人(発達センター見込み量140人)

キ 保育所等訪問支援事業 ＊児童福祉法に基づく事業

児童の保育所等における集団生活への適応支援を図るため、保育園や幼稚園等、子ども施設を訪問し専門的な支援を実施します。

【参考】

第2期調布市障害児福祉計画サービス見込み量（令和5年度）

延べ利用日数96日 実利用者数8人

ク 障害児等福祉教育連携会議 *調布市単独事業

i-ファイルの周知・活用を推進するとともに、乳幼児から学齢児以降への一貫支援を目指し、個別的な配慮を要する子どもの支援について関係する福祉・教育機関との情報共有・連携強化を図ります。

ケ 児童発達支援事業所等連絡会 *調布市単独事業

調布市における児童発達支援の中核機関として、市内事業所の支援と情報共有を図るため、連絡会を実施します。

コ 医療的ケア児支援関係機関連絡会 *調布市単独事業

医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、地域において安心して生活できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図るため、連絡会を実施します。

5 年間予定

(令和5年4月1日現在)

	通園事業	発達支援事業・相談事業
5月		11日(木)就学に関する説明会 (教育部指導室所管事業)
6月		12日(月)療育見学会 29日(木)子ども施設向け研修会
7月	10日(月)あゆみのつどい①	3日(月)療育見学会 31日(月)療育見学会 保護者講習会
8月	23日(水)なつまつり① 25日(金)なつまつり② 29日(火)なつまつり③	通園事業説明会
9月	25日(月)保護者会	小1ママパパおしゃべり会

10月	6日(金)クラス遠足① 13日(金)クラス遠足② 20日(金)クラス遠足③ 27日(金)クラス遠足④	3日(火)市民講演会 23日(月)療育見学会
11月	8日(水)あゆみのつどい② 22日(水)うんどうかい① 24日(金)うんどうかい②	18日(土)スクッピーのオープンデー, 保護者講習会 20日(月)療育見学会 子ども施設向け研修会
12月	20日(水)こどものつどい① 22日(金)こどものつどい②	11日(月)療育見学会
1月	27日(土)先輩パパとの交流会	
2月	21日(水)新入園児体験会	
3月	14日(木)卒園式 29日(金)新入園児説明会	

※ 通園事業の一部の事業・行事は、複数の日程に分けて実施する予定です。

※ 感染症の流行や天候不良などの影響等により、日程や内容を変更する場合があります。

6 その他

(1) 子ども発達センター運営会議(2回/年予定)

発達センターの事業運営・課題について利用児童の保護者のほか、関係者の意見を反映させ、運営を円滑に行うために開催します。

(2) 令和5年度は、「調布市障害者総合計画」及び「第2期調布市障害児福祉計画」の計画期間の最終年度であることから、現行計画における成果・課題を踏まえ、次期計画の策定に向け、計画案の検討を進めます。

(3) 令和5年2月から7月まで、館内の空調設備等の更新工事を実施します。極力療育に支障が生じないように配慮しながら、より良い療育環境の整備を進めます。